

# きずな通信

2019.11月 No.176

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))

労働保険事務組合きずなの事業所様へ

- ◆ 労働保険料第2期分の納付ありがとうございました。

11月14日付で取りまとめまして国へ納付致しました。ご協力ありがとうございました。

なお、3期分の納入通知書は12月に入りましたら順次送付いたします。納付期限は、1月31日となります。どうぞよろしくお願い致します。



社会保険加入の事業所様へ



- ◆ 健康保険被扶養者状況リストが届いていませんか？

全国健康保険協会より令和元年度被扶養者状況リストが送られて来ています。（該当する扶養者がいない事業所様には送付されません。）内容を確認頂きましたら、等事務所迄ご連絡お願い致します。

- ◆ 冬期賞与の支給があればご連絡ください

賞与にも社会保険料はかかります。年金事務所へ届出が必要ですので当事務所へご連絡ください。また、社会保険料がご不明な場合は、こちらで金額を計算いたしますので、お気軽にお問合せ下さい。

～外国人労働者を雇ったら届出が必要です～

勤務形態にかかわらずハローワークに届出が必要になります。雇用保険の被保険者とならない外国人の場合 外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出が必要になります。

所長より

先月から今月にかけて、わが事務所においても職員が各種研修やセミナーに参加してきました。新人の青野さんは電話対応コンクールを実地見学、職員としては唯一の男性である本田さんは、働き方改革関連の2つのセミナーを受講しました。また“ベテラン職員”になりつつある加藤さんはコミュニケーション能力向上をめざす研修を受講し、主任の吉野さんは、宮崎県中小企業家同友会主催の経営フォーラムに初めて参加し、そこでのグループ討論も体験しました。各人の感想を聞きましたが、それぞれに大きな刺激となったことは確かなようです。事務所全体で業務能力向上を目指して頑張っていく所存ですのでこれからも、どうぞよろしくお願い致します。

橋口 剛和